

令和5年10月18日
障 害 福 祉 部
障 害 施 策 推 進 課

世田谷区手話言語条例（案）について

1. 主旨

区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるための条例制定に向け、学識経験者や手話を必要とする当事者等で構成される条例検討会（以下「検討会」という。）、障害者団体、障害者施策推進協議会等から意見をいただき検討を進めてきた。また、令和5年6月に条例（骨子案）に対するパブリックコメントを行い、9月6日の福祉保健常任委員会に条例（素案）を報告した。

この度、区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めることにより、手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会の実現を目指すことを目的とした世田谷区手話言語条例（案）を以下のとおり取りまとめた。

2. これまでの経過

令和4年	5月26日	福祉保健常任委員会	独立した手話言語条例の制定を検討することを報告
	11月11日	福祉保健常任委員会	条例制定に向けた検討を開始することを報告
	12月16日	第1回検討会	
令和5年	1月25日	第2回検討会	
	2月10日	福祉保健常任委員会	条例の検討状況を報告
	5月30日	福祉保健常任委員会	条例（骨子案）を報告
	5月31日	第3回検討会	
	6月9日～6月30日	パブリックコメント	
	6月14日・15日	手話言語に関するワークショップ開催	
	8月23日	第4回検討会	
	9月6日	福祉保健常任委員会	条例（素案）を報告
	9月15日	パブリックコメント実施結果の公表	
	10月11日	第5回検討会	

3. 条例の名称について

手話が言語であることを示す簡潔な条例名とすることについて、検討会において同意を得たため、本条例の名称を「世田谷区手話言語条例」とする。

4. 条例（案）について

資料2-1（案）

資料2-2（案・素案 対照表）を参照。

○素案から案への主な変更点

- ・前文において、手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会を実現するために、この条例を制定することを明記。
- ・前文および第4条第2項において、手話が言語であることを定義する権利（手話の獲得（手話の習得をいう。）をし、手話を学び、手話で学び、及び手話を使うことができる環境整備）の記載順を修正。
- ・第2条において、手話を必要とする者の定義を明記。
- ・その他 文言の修正等を行った。

5. 条例に基づく取組みについて

(1) 令和6年度に予定する主な取組みについて

①くみん窓口、出張所等における遠隔手話通訳の実施【新規】

- ・民間企業が提供するシステムを導入し、各総合支所のくみん窓口、保健福祉課、各出張所の窓口に配置した二次元バーコードを来庁者がスマートフォン等で読み込むことで、遠隔の手話通訳者につなぐ。

②区役所における待機手話通訳者の配置時間の拡充【拡充】

- ・手話を必要とする区民のための手話の環境を整備するため、待機手話通訳者の配置時間を拡充する。

③手話講習会「手話体験教室」の拡充【拡充】

- ・非音声言語としての手話の魅力や重要性等を学び、理解を深めることを目指し、手話を学び始めたい方を対象とする「手話体験教室」の回数を拡充する。

※コロナ対策経費が減額したため

④区報「区のおしらせ」に手話の普及啓発のための紙面掲載（原則月1回）【新規】

- ・区のおしらせ「せたがや」に手話イラストを掲載し、手話の普及啓発、理解促進をはかる。

⑤手話通訳者の処遇改善【拡充】

- ・手話通訳者を手話という言語と文化を理解したうえで、日本語を話す人と繋ぐ専門職として改めて評価し、報酬金額や交通費等の取扱いについて見直しを図る。

(2) 令和7年度以降に向けて検討している主な施策例

①区立小学校における手話の普及や理解促進に関する啓発

②手話への理解促進に向けた動画配信

③区職員向け手話講座の実施

6. 今後のスケジュール (予定)

令和5年11月	政策会議(条例案)
	福祉保健常任委員会(条例案)
	第4回定例会 (条例案の提案)
令和6年 4月	条例施行